

平成 29 年度から平成 32 年度までの
富岡町特定廃棄物等破碎選別及び封入等業務 仕様書

第 1 章 業務の目的

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生し、その一部は東京電力福島第一原子力発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質による汚染に対処するために制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、同法に定める対策地域内廃棄物及び指定廃棄物（以下、「特定廃棄物」という。）は、国がその処理を実施することが定められている。

本業務は、福島県双葉郡富岡町において既に発生した又は今後発生する特定廃棄物について、封入等施設の設置、仮置場整備、運搬、破碎・選別、地盤改良用収納容器への封入及び仮置場の運営をはじめとする作業を一貫して実施することにより、円滑かつ安全に特定廃棄物の埋立処分に向けた準備作業を進めるとともに、再生利用を見据えた精度の高い分別を通じて、埋立処分量を抑制することを目的とするものである。

なお、本仕様書は、本業務の基本的な内容について定めるものであり、受注者は、本仕様書に明記されていないことであっても、本業務の目的達成のために必要な設備等又は本業務の性質上当然に必要な設備等を受注者の責任において完備するとともに、本業務の目的達成のために必要な業務又は本業務の性質上当然に必要な業務を遂行するものとする。

第 2 章 基本事項

第 1 節 業務期間

契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

第 2 節 業務実施場所

本業務は、福島県双葉郡富岡町深谷地区及び赤坂地区に設置することとなる封入等施設及び仮置場並びに既に環境省が特定廃棄物の処理事業を実施している同町毛萱・仏浜地区を拠点として実施する。

第 3 節 業務概要

①施設整備等

- ・封入等施設の設計、施工及び撤去
- ・仮置場造成等

②特定廃棄物等の運搬

- ・毛萱仏浜地区からの特定廃棄物等の運搬

③破碎・選別等

- ・ 破碎・選別
- ・ 調査・品質管理
- ・ 対面式放射線検出器設置・管理

④地盤改良用収納容器への封入

- ・ 地盤改良用収納容器への封入

⑤仮置場運營業務

- ・ 特定廃棄物の受入・保管等
- ・ 仮置場管理等

第4節 処理対象物

本業務は、富岡町内の家屋解体工事や片付けごみ回収業務で発生した特定廃棄物、再生資材及び土砂（以下「特定廃棄物等」という。）を処理対象とし、その品目の一例を以下に示す。

- ・ 石綿含有
- ・ 瓦・レンガ
- ・ 不燃残渣
- ・ その他不燃物（石膏ボード他）
- ・ 土砂

第3章 業務内容

第1節 施設整備等

受注者は、富岡町大字深谷地区及び赤坂地区において、封入等施設及び仮置場を整備するとともに、業務終了時には封入等施設を撤去すること。

1. 封入等施設の設計、施工及び撤去

（業務工期）

施設の設計・施工：契約締結日～平成30年12月末

施設の稼働・運営：平成31年1月～平成32年11月

施設の撤去：平成32年12月～平成33年3月末

（業務内容）

- ・ 地盤改良用収納容器への封入及びそのために必要な破碎・分別等の前処理の実施に当たっては、周辺への粉塵等の飛散流出防止、作業員への安全衛生及び効率性の担保が必要不可欠である。受注者は、以下に示す設置場所において、地盤改良用収納容器への封入等を行うために必要な封入等施設を設計、施工及び撤去すること。
- ・ 封入等施設は、「別紙（1）－1封入等施設の仕様」を満たす設備とし、その諸元については受注者の提案によるものとする。設計、施工及び撤去に当たっては、事前に承諾申請書類を提出し、環境省担当官の承諾を得ること。

(封入等施設の設置場所)

富岡町大字深谷 深谷国有林仮置場内

(設置場所の立地条件等)

- ・以下に示す立地条件、使用条件等を踏まえて設計を行うこと。

1	地形・地質等	「別紙(1)ー2 地形・地質等」参照
2	土地所有者	林野庁関東森林管理局磐城森林管理署国有林(福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷国有林 662 林班ち1 小班他)
3	保安林	潮害防備保安林
4	避難指示	避難指示解除済み区域
5	電力	動力発電
6	用水	搬入
7	排水	施設稼働に伴い生じる排水については、場外放流することなく施設内で循環利用すること。
8	雨水	雨水排水は、構内雨水排水設備を通じて、河川に放流すること。

(留意事項)

- ・業務終了時、施設を撤去し原状回復を行うこと。撤去時期等については環境省担当官と協議すること。
- ・封入等施設の設置及び撤去時に生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき受注者の責任で適正に処分すること。

2. 仮置場造成等

受注者は、別紙(1)ー3「仮置場の造成に関する仕様」に基づき仮置場の造成を行うこと。

(1) 仮置場の造成

(業務工期)

契約締結日～平成31年3月末

(業務内容)

- ・受注者は、深谷地区及び赤坂地区において合計12haの仮置場の造成を行うこと。なお、造成予定地は東日本大震災以前は水田や畑として利用されていた場所であり、現在は管理がされず草木が繁茂している状況である。
- ・仮置場の造成に当たっては、「第2節 特定廃棄物等の運搬」で示す特定廃棄物等の運搬が所定の期間内に終わることができるよう留意すること。
- ・仮置場内での作業を見据えて効率的な造成を行うこと。

(2) シート除去工

(業務工期)

平成30年4月1日～平成33年3月末

(業務内容)

- ・毛萱地区及び仏浜地区の仮置場合計 8 ha の土木シート又は遮水シート等の不要物を除去すること。実施時期等については環境省担当官と協議すること。
- ・実施に当たっては、第 2 節 毛萱地区及び仏浜地区からの廃棄物の運搬時期を含めて、後続の防災林事業と調整しながら実施すること。
- ・シート除去の実施時に生じる廃棄物については、廃棄物処理法に基づき受注者の責任で適正に処分すること。

第 2 節 特定廃棄物等の運搬

受注者は、毛萱地区及び仏浜地区に保管されている特定廃棄物等を、深谷地区及び赤坂地区の仮置場へ運搬・保管すること。

(業務工期)

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末

(想定数量)

不燃物 (フレキシブルコンテナ)	20,000 袋
不燃物 (ばら積み)	2,400 トン

(留意事項)

- ・想定数量は今後の家屋解体等の進捗や再生利用の状況等により変動するため、あくまで想定数量であることに留意。
- ・対象となる特定廃棄物等については、環境省担当官から具体的に指示する。
- ・運搬に当たっては、飛散流出防止対策を確実に講ずること。
- ・運搬経路等については、環境省担当官から具体的な内容を指示する。

第 3 節 破碎・選別等

受注者は、仮置場及び封入等施設において、再生資材としての利用、外部処理委託、焼却及び特定廃棄物埋立処分施設での埋立の後工程を視野に入れた特定廃棄物等の破碎・選別等を行うこと。

1. 破碎・選別

(業務工期)

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月末

(業務内容)

- ・処理業者への委託による再生利用や埋立処分を見据えて、重機（移動式破碎機、バックホウ等）及び人力を用いて、混合物の破碎・選別、可燃物からの金属類の除去等を行うこと。これらの機器の使用に当たっては、各種法令に基づく必要な許認可手続等を行い、試運転によって稼働状態が適切であることを確認すること。

- ・特定廃棄物等の種類ごとの予定する処理方法又は用途及び品質を、表1に示す。ただし、よりよい処理方法の提案・実施を妨げるものではなく、随時修正し改善を重ねていくこと。
- ・破碎・選別後の特定廃棄物等のうち、臭気を発生するもの、飛散性のもの、衛生上支障があるものについては、フレキシブルコンテナバッグ等の容器に封入すること。
- ・破碎・選別の対象とする特定廃棄物等が収納されていた容器（フレキシブルコンテナバッグ等）は、環境省担当官の指示に従い、梱包、保管、処分等の措置を講じること。
- ・破碎・選別の作業実績（破碎・選別前後の特定廃棄物等の種別ごとの重量及び容量）を作業日ごとに記録すること。

表1 破碎・選別対象物の選別種類別用途及び品質

選別種類	品質	予定する処理・用途
コンクリートがら、セメント瓦、ブロック、レンガ等	小割、鉄筋の除去 粒径 40mm 以下に破碎	処理業者に処理委託 再生資材として利用
木くず等	異物・危険物除去、必要に応じて焼却処理に支障の無いサイズに裁断	焼却処理 処理業者に処理委託
石膏ボード	付着物の選別除去、粒径 50mm 以下に破碎	処理業者に処理委託 埋立処分
金属くず	異物・危険物除去、放射線量による分別	処理業者に処理委託
可燃混合物	異物・危険物除去、必要に応じて焼却処理に支障の無いサイズに破	焼却処理
不燃混合物	異物・危険物除去、可燃物・不燃物・分別土への分別 粒径 40mm 以下(埋立は 50mm 以下)に破碎	焼却処理 処理業者に処理委託 埋立処分
冷蔵庫	破碎	焼却処理

※受入れ先の状況等により、処理方法・品質を変更する場合があるため、その際は環境省担当官と協議し対応すること。

2. 廃棄物調査・品質管理

(業務工期)

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月末

(業務内容)

搬入された特定廃棄物等の処理方法を検討するため、環境省担当官と協議の上、以下の調査及び試験を実施すること。

(1) 放射能濃度調査

処理方法や取扱いの参考とするため、廃棄物関係ガイドラインで規定される方法で、特定廃棄物等の種類ごとに定期的に放射能濃度を測定する。

(2) 石綿含有調査

石綿障害防止規則に基づき処理を行うため、特定廃棄物等の石綿含有調査を行う。

(3) 熱しゃく減量試験

特定廃棄物埋立処分施設での処分に当たって確認が必要となる熱しゃく減量試験を実施する。

(4) 重金属等溶出試験

特定廃棄物埋立処分施設での処分に当たって、産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号））を満足していることを確認するため、金属等溶出量の分析を実施する。

(5) 再生資材等品質試験

再生資材として利用するコンクリートがら、セメント瓦、土砂等については、環境省担当官の指示する方法により試験を行い、再生利用の可否を確認すること。再生利用が可能と判断されるものは、環境省担当官の指示する仮置場に運搬し保管すること。試験項目及び評価基準の目安を表2に示す。

表2 再生資材の試験項目及び評価基準の目安

試験項目	試験頻度	評価基準の目安
放射能濃度	1 検体/3,000m ³	3,000Bq/kg 以下
土壌溶出量試験	1 検体/3,000m ³	土壌溶出量基準適合 ^{※1}
土壌含有量試験	1 検体/3,000m ³	土壌含有量基準適合 ^{※1}
土質区分判定試験 ^{※1}	1 検体/3,000m ³	第3種建設発生土以上
表面線量率	1 回/150 m ³	0.23 μSv/h 以下

※1 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に定める基準。

3. 対面式放射線検出器の設置・管理

再生資材としての活用や外部処理委託といった後工程を見据えた処理を行うに当たっては、特定廃棄物等の汚染状況を正確かつ効率的に把握することが必要不可欠である。受注者は、封入等施設及び仮置場において対面式放射線検出器を設置し、特定廃棄物等の適切な放射線管理に活用すること。

（業務工期）

平成30年4月1日～平成33年3月末

（業務内容）

対面式放射線検出器は、以下の要件を満たす設備とし、その諸元については受注者の提案によるものとする。設計・施工に当たっては、事前に承諾申請書類を提出し、環境省担当官の承諾を得ること。

- ・搬入車両に積載されている特定廃棄物等の表面線量率を測定・記録できること。
- ・積載車両の中でも放射能レベルが高い特定廃棄物等の所在を特定できる精度を有すること。
- ・設置後の校正・定期点検を適切に実施すること。

第4節 地盤改良用収納容器への封入

（業務工期）

平成30年4月～平成33年3月末

(想定数量)

表記記号	種別	袋数
D	分別土	10,850
F-1	土砂類	4,950
F-2	破碎不燃物	3,600
F-3	ガラスくず	—
F-4	廃石綿	—
F-5	石綿含有廃棄物	1,640
F-6	石膏ボード	1,000
F-7	断熱材	200
F-8	外壁材処理物	—
F-9	その他不燃物	200

※封入後の地盤改良用収納容器の数量を示す。

※想定数量は、その数量を保証するものではない。

(業務内容)

- ・受注者は、特定廃棄物埋立処分施設で処分することとなる不燃物等（不燃物及び分別土をいう。以下同じ。）について、封入等施設又は仮置場において地盤改良用収納容器への封入を行い、封入後の地盤改良用収納容器を仮置場内に保管すること。
- ・封入の実施に当たっては、別紙（４）－１ 「地盤改良用収納容器について」、別紙（４）－２ 「不燃物等の地盤改良用収納容器への封入方法」及び別紙（４）－３ 「地盤改良用収納容器表面への廃棄物種類の表記」に基づき実施すること。

第５節 仮置場運営業務

1. 特定廃棄物等の受入・保管等

(業務工期)

平成30年4月1日～平成33年3月末

(業務内容)

受注者は、本業務の処理対象物及び環境省が別途発注する業務等により発生し、仮置場において保管される特定廃棄物等について、以下に従い適正に受入、保管等を行うこと。

(1) 受入・保管

- ・特定廃棄物等の仮置場への搬入及び搬出に当たっては、当該特定廃棄物等に係る業務名、運搬車両ごとの積込場所、搬入日時、積載量（重量）、積載物の品目（目視による。）等の確認を行い、その結果を記録すること。
- ・重量はトラックスケール等を設置し計測すること。
- ・対面式放射線検出器を活用し、搬入される特定廃棄物等の汚染状況を確認し記録すること。特定廃棄物等の処理委託で定める線量基準がある場合には、それらの線量に応じて分別し保管すること。

- ・必要に応じてフレキシブルコンテナバックを山積みするなど、効率的に仮置場が運用できるように保管すること。
- ・周辺の空間線量に比べて著しく高い表面線量率の特定廃棄物等が確認された場合は、環境省担当官に報告した上で、安全に十分配慮し適正に区別して保管すること。
- ・適正かつ効率的な保管のため、関係事業者と保管場所や工程の調整を行うこと。
- ・特定廃棄物等の種類に応じて、シート又はネット等による覆い、フレキシブルコンテナバック等の容器による収納等を検討し、必要な飛散防止措置を講ずること。
- ・「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」（平成 23 年 9 月 21 日環境省）、放射性物質汚染対処特措法、廃棄物関係ガイドライン（平成 25 年 3 月第 2 版）等に基づき、仮置場内の特定廃棄物等の配置等について適切に対応すること。
- ・作業効率や保管効率を考慮して、環境省担当官が、仮置場内における特定廃棄物等の移動又は一時保管方法の変更を指示する場合がある。この場合は、当該指示に従ってこれらの作業を行うこと。
- ・環境省が別途発注する外部処理委託の業務において特定廃棄物等の搬出を行う際、その積込みを本業務において行う場合がある。環境省担当官の指示に従い積込みを行うこと。

(2) 特定品目保管

特定品目が搬入された場合には、環境省担当官と協議し、以下に留意して取り扱うこと。

ア PCB 廃棄物

製造時期が昭和 50 年以前の変圧器（トランス）やコンデンサ等の電気機器には、有害物質である PCB が含まれている可能性がある。当該機器が搬入された場合には、環境省担当官に連絡し、当該機器に関する基礎情報（発見場所、大きさ、台数、状態（破損や漏れの有無）、銘板記載内容（製造年、機種名、メーカー名、型式、製造番号）等）を環境省担当官に報告し、その指示に従うこと。また、仮置場にて保管する際は、破損や有害物質の漏洩がないよう、防水性のビニールシート等で機器全体を包装するとともに、不必要な移動をしないこと。加えて、作業員の安全のため、素手で触れない、近づかない等の慎重な対応を行うこと。

イ 廃石綿・石綿含有廃棄物

廃石綿及び石綿含有廃棄物が確認された場合は、飛散防止対策を行い、二重梱包すること（二重梱包に用いる容器については、環境省担当官と協議し、その指示に従うこと。）。

ウ その他、危険物、毒劇物（試薬・農薬等）や LP ガスボンベ等

それぞれの品目に応じて適切な取り扱いが異なるため、環境省担当官と協議の上、外部処理委託までの間、適切に保管を行うこと。

エ 共通事項

特定品目を保管する際は、その品目を明示した表示や他の物の混入防止のための仕切りの設置、屋内における保管の実施、密閉容器への収納、有害物質の飛散・流出・地下浸透等の防止のための対策の実施、地震等による落下や転倒の防止措置等を講ずるとともに、作業員への指導、周知を徹底すること。

- ・仮置場運用の効率化及び適正化を図るため、敷鉄板の活用を指示する場合がある。その際には、環境省担当官の指示に従い敷鉄板を設置すること。

(3) 再生資材等積込・運搬

- ・本業務で処理して生じた再生資材等について、周辺の公共工事等の別事業で利用される際、ストックヤード等までの運搬を本業務において行う場合がある。環境省担当官の指示に従い周辺用地へ運搬すること。

2. 仮置場管理等

(業務工期)

平成30年4月1日～平成33年3月末

(業務内容)

(1) 仮置場保守点検

- ・周辺の生活環境に著しい支障が生じないように、粉じん、悪臭、有害ガス、騒音、振動、特定廃棄物等の飛散・流出・地下浸透、火災及び害虫の発生に留意し、必要な対策を行うこと。なお、粉じんの発生の可能性がある場合は、散水等の措置を施すこと。
- ・特定廃棄物等の搬入後に行うモニタリングにおいて、仮置場の敷地境界等における空間線量率が周辺のバックグラウンドと比較して有意に上昇した場合には、環境省担当官の指示に従い、放射線の遮へいその他必要な措置を講じ、仮置場の敷地境界等における空間線量率が周辺のバックグラウンドと同程度の水準となるように管理すること。
- ・荒天の前には十分な対策を講ずるとともに、荒天後は速やかに現場確認を行い、仮置場周辺に飛散物等がないよう、措置を講ずること。
- ・仮置場及び封入等施設において、以下のモニタリングを実施すること。調査・測定に当たっては、関係法令等に基づく手法により実施すること。

項目	頻度
地下水放射能濃度	月1回
雨水排水放射能濃度	月1回
敷地境界空間線量率	週1回
騒音	年1回
振動	年1回
臭気	年1回
粉塵	月1回
施設内アスベスト	月1回
空气中放射能濃度	月1回

(2) 舗装修理

- ・舗装その他仮置場の設備に損傷が発生した場合は、補修を行うこと。なお、補修方法は環境省担当官と協議し、その指示に従うこと。

第4章 留意事項

1. 基本事項

- (1) 受注者は本業務の実施に当たって、主任技術者又は監理技術者、放射線管理責任者及び封入等施設の運営責任者を選任し履行すること。
- (2) 作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官の指示に従って行うこと。
- (3) 作業時間は、月曜日～土曜日の8:00～17:00とする。
- (4) 使用するフレキシブルコンテナバッグは受注者が用意すること。使用前に、以下の性能を有することを証する書類を環境省担当官に提出し、協議の上、決定すること。なお、保管の方法等により、防水性その他特別な機能が必要な場合は、環境省担当官が別途、性能について指示することがあるので、指示に従うこと。

ア クロス形フレキシブルコンテナ又は耐候性大型土のう袋の場合

日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のクロス形フレキシブルコンテナの仕様又は財団法人土木研究センターが定める「耐候性大型土のう積層工法設計・施工マニュアル」の耐候性大型土のう袋の仕様を満足していることを公的試験機関で証明され、遮水性を有する内袋を付する製品とする。

イ ランニング形フレキシブルコンテナの場合

日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のランニング形フレキシブルコンテナJ型1種の仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とする。

- (5) 住民の連絡先等の情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の関連法令の適用を受けることから、情報の持出し、紛失、漏えい等が起きないように管理を徹底すること。

2. 安全管理

- (1) 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割り当て、次の各号における安全に関する研修・訓練等を実施すること。なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全対策・訓練等の具体的な計画を記載した上、環境省担当官に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備及び保管し、環境省担当官の請求があった場合には速やかに提示するとともに、検査時には提出を行うこと。
 - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ 作業内容の周知徹底
 - ウ 作業の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - エ 作業における災害対策訓練
 - オ 作業現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) 受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関との連絡体制を確立し、安全を確保すること。
- (3) 受注者は、仮置場内で隣接し、又は同一場所において別途作業がある場合は、受注業者間の安全業務に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うこと。

- (4) 受注者は、安全の確保を最優先とし、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておくこと。
- (5) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先とし、応急処置を講じるとともに、直ちに環境省担当官及び関係機関に通知すること。

3. 交通安全対策

交通災害の防止のため、本業務に係る特定廃棄物等や資材等の運搬に際しては、以下によるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 185 号）、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「過積載による違法運行の防止対策について」その他の関係法令、ガイドラインを遵守すること。
- (2) 見通しのきかない踏切、交差点、転落の恐れがある路肩等の危険箇所では、徐行の徹底等の安全運転を遵守すること。
- (3) 交通労働災害防止のための管理体制等を確立し、適正な労働時間、走行の管理を行うこと。
- (4) 過積載の防止に関する周知・啓発その他の交通安全教育を実施すること。

第 5 章 提出書類等

本業務の実施に当たっては、下記の書類等を遅滞なく提出すること。書類等の様式は、環境省担当官と協議の上定めること。

1. 業務計画書

- (1) 受注者は、本業務に着手する前に業務遂行に必要な手順や工法等についてまとめた業務計画書を作成し、それを遵守し業務にあたらなければならない。
- (2) 業務計画書の内容については、環境省担当官の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、業務計画書の作成に当たっては、次の事項を記載しなければならない。なお、環境省担当官が業務計画書の補足又は追加を求めた場合には、それに応じなければならない。

ア 業務概要

イ 計画工程表

ウ 現場組織表

エ 作業方法

オ 作業管理計画

カ 仮置場の利用計画

キ 安全管理

ク 緊急時の体制及び対応

ケ 交通管理

コ 環境対策

サ 現場作業環境の整備

シ その他環境省担当官が指示する事項

ス 業務計画書の内容については、環境省担当官の承諾を得なければならない。

- (4) 業務計画書作成に当たっては、契約書及び設計図書に指定されている事項については、軽微なものを除き記載する。
- (5) 業務計画書の内容に下記に示す変更が生じた場合は、環境省担当官に説明し作業計画書を修正しなければならない。なお、変更した業務計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するものとする。
 - ア 重要な変更及び新工種
 - イ 工期変更
 - ウ その他（施工方法の変更、任意仮設の変更等）

第6章 法令遵守

本業務に係る作業を実施するに当たっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・放射性物質汚染対処特措法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・道路交通法
- ・道路運送車両法
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- ・個人情報保護法
- ・その他関係法令等（「廃棄物関係ガイドライン」、その他関係するガイドライン等を含む。）
- ・清掃事業における安全衛生管理要綱
- ・電離放射線障害防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・環境測定基準

第7章 必要経費の負担

- (1) 本業務の経費には、人件費、燃料代、その他消耗品、諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- (2) 使用するブルーシート、養生ネット等の消耗品は、受注者負担とする。
- (3) 重機、可搬用ポータブル発電機、ユニットハウス、放射線線量計等業務に必要な車両・設備・機器等の費用は、受注者負担とする。
- (4) 仮置場の土地は国の借上地につき、受注者の地代負担等は生じない。
- (5) 作業に伴う保護具（防塵マスク等）は、受注者負担とする。
- (6) 受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査を無料で受診することができる。受診を希望する場合は、受診方法の詳細について環境省担当官と協議すること。

第8章 作業員への特殊勤務手当の支払い

- (1) 受注者は、作業環境の特殊性に鑑み、以下のア、イ又はウに掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該ア、イ又はウに定める額（1日の作業時

間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額)を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

ア 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)に規定する除染等業務に該当する作業(セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等)であることを発注者が認めた作業

・帰還困難区域において行われる作業:6,600円/日

イ 除染電離則に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業(セシウム134及びセシウム137の放射能濃度が1万Bq/kg超の廃棄物に係る業務等)であることを発注者が認めた作業

・帰還困難区域において行われる作業:6,600円/日

ウ 帰還困難区域で行われる作業(資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に1月当たり40時間以上滞在することが見込まれないものを除き、1)又は2)に該当しないものに限る。)であることを発注者が認めた作業

・人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める災害応急作業等手当の額に準じた額

- (2) 受注者は、本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の全部又は一部を請け負った者(以下「下請負人」という。)として、前項ア、イ又はウに掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該ア、イ又はウに定める額(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額)を支給させなければならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る作業員(受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。)に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置(受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。)を講じなければならない。
- (4) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として業務完了日までに賃金台帳等の書類(受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。)で確認しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

第9章 損害賠償

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- (2) 受注者は、作業遂行中に事故、車両火災等が発生した場合は、速やかに環境省担当官に報告

するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

第10章 地元雇用

受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（富岡町に本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元住民（浜通り地方に居住する住民）を優先的に雇用するよう努めること。

第11章 成果物

- (1) 印刷物（紙媒体）及びDVD-R
- (2) 第5章に掲げる書類等及びその他環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書を取りまとめ提出すること。
- (3) 紙媒体：報告書 2部（A4版）
- (4) 電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式
（各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF）
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
- (5) 提出場所：福島地方環境事務所 放射能汚染廃棄物対策第一課

第12章 支払い

支払いは、「出来高資料」等で環境省担当官が確認の上、請求書に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

第13章 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

第14章 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

第15章 中立公平性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次のア又はイの関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - ア 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - イ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。
- (3) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から委託され、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。
- (4) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次のア又はイの関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
 - ア 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - イ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

第16章 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、全てのファイルについて「PDF ファイル形式」によるファイル（成果物）を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙（１）－１ 封入等施設の仕様

1. 基本事項

（作業内容）

- ・本施設においては、第3章第3節 破碎・選別等及び第3章第4節 地盤改良用収納容器への封入の両業務のうち、後述する作業環境の要件に基づき屋内で行う必要があるものに加えて、効率的な業務遂行のために受注者が必要と考える作業を行うための施設とする。
- ・第3章第3節 破碎・選別等においては、家屋解体等により発生した混合廃棄物を受け入れ、放射線量を測定し、重機により破袋・粗選別を行い、人力による土間選別を実施した後、回転式篩い機等を用いた選別を行うことが想定される。これらの作業により、危険物、リサイクル可能な不燃物、リサイクルが困難な不燃物（埋立対象）及び可燃物を選別することを目的とする。可能な限り埋立対象物を減らすことができるよう工夫すること。
- ・第3章第4節 地盤改良用収納容器への封入においては、選別後の不燃物等を50mm以下へ破碎した後、バックホウ又は人力で地盤改良用収納容器へ封入・転圧し、袋を閉じて脱枠して重量や放射線量を測定することとなる。破碎・選別業務と比較して均一性が高い同一作業を繰り返し行うこととなるため、効率的な施設配置・作業方法を検討すること。

（作業環境の要件）

- ・第3章第3節 破碎・選別等及び別紙（４）－２「不燃物等の地盤改良用収納容器への封入方法」に記載した作業環境に基づき実施すること。
- ・破碎・選別及び封入の作業に関して、屋内での作業が必要とされる作業を以下に示す。

品目	作業環境	根拠規定等
10,000Bq/kg を超える可能性のある廃棄物	屋内作業 管理区域の設定、二重扉による汚染拡大防止等	電離則
石綿含有廃棄物	屋内作業 規定に基づく能力を有する負圧除塵機の設置、粉じんの発散防止のための前室の設置等	石綿障害予防規則
外壁材 （破碎作業に限る）	屋内作業 規定に基づく能力を有する負圧除塵機の設置、粉じんの発散防止のための前室の設置等	石綿障害予防規則 ※石綿含有廃棄物の混入のおそれがある場合には、石綿則に準じた対応を行う必要がある。
石膏ボード	屋内作業	粉じんの飛散が懸念されるため。
冷蔵庫	屋内作業 規定に基づく能力を有する負圧除塵機の設置、粉じんの発散防止のための前室の設置等	冷媒フロン回収後の冷蔵庫であっても、破碎の際に断熱材フロンの発散が懸念されるため、フィルタでフロンを吸着できる施設内で実施する必要がある。

（放射線管理について）

- ・10,000Bq/kg を超える可能性のある廃棄物を取り扱うことについては、電離則における「事故由

来廃棄物等処分業務」に該当し、汚染拡大防止のための諸処の対策を講じる必要がある。

- ・10,000Bq/kg を超える可能性の判断に当たっては、放射能濃度の実測と対面式放射線検出器を併用して進めること。判断基準とする放射線量等は環境省担当官と協議して設定すること。
- ・なお、本業務で取り扱う廃棄物については、既往の廃棄物の放射能濃度から、そのほとんどが10,000Bq/kg を下回るものと想定しているが、高線量の廃棄物の分別後の残渣等については10,000Bq/kg を超える可能性がある。

(留意事項)

- ・必要な機能を全て兼ね備える施設を1棟建設する方法、分割して複数棟を建設する方法のどちらも認められる。効率性を踏まえて適切な施設とすること。
- ・処理対象物の数量の増減や作業内容の変更に対応できるようにすること。
- ・作業計画や施設配置を工夫することにより、封入等施設を効率的に運用し、過大な設備とならないよう留意すること。

2. 主要設備及びその諸元

主要設備とその諸元の一列を以下に示す。なお、この諸元表の記載と同一の施設とすることを求めるものではなく、受注者の提案に基づき施設の組合せや設置設備を決定することとする。ただし、作業環境等の法令上必要な要件を満たした施設とすること。

石綿含有廃棄物封入施設			
工種	規格	数量	備考
建屋設置撤去	テント倉庫 H=8m A=1,000 m ²	1 棟	
前室設置撤去	テント倉庫 A=50 m ²	1 棟	
同上基礎設置撤去		1 式	
クリーンルーム	プレハブ A=20 m ²	1 棟	
エアーシャワー	1 室 A=1.5 m ²	2 基	
粗破砕機	二軸せん断式	1 台	
建屋集塵廃棄装置機	空間容量 V=8,000 m ³	1 式	
局所集塵機		2 台	
発電施設		1 式	
フロアスケール	1kg 以上表示	1 台	

石膏ボード処理施設			
工種	規格	数量	備考
建屋設置撤去	テント倉庫 H=11m A=600 m ²	1 棟	
同上基礎設置撤去		1 式	
石膏ボード紙除去機		1 台	
断熱材圧縮機		1 台	
建屋集塵廃棄装置	空間容量 V=6,600 m ³	1 式	

局所集塵機		2台	
発電施設		1式	
フロアスケール	1kg以上表示	1台	

破碎・選別施設			
工種	規格	数量	備考
建屋設置撤去	テント倉庫 H=11m A=3,000 m ²	1棟	
同上基礎設置撤去	コンクリート舗装	1式	
ベルトコンベア手選別設備		1式	
粗破碎機	二軸せん断式、	1台	
振動篩機	移動式	1台	
回転式篩機	トロンメル	1台	
磁選機	ベルコン設置	1台	
ハンマー式破碎機	磁選機付き	1台	
コンクリート破碎機		1台	
振動篩機	40mm 網目	1台	
細選別機		1台	
ストックヤード	5品目程度	1式	
発電施設		1式	

不燃物封入施設			
工種	規格	数量	備考
建屋設置撤去	テント倉庫 H=11m A=3,000 m ²	1棟	
同上基礎設置撤去		1式	
集塵機		1式	
発電施設		1式	
フロアスケール	1kg以上表示	1台	



図1 深谷国有林仮置場平面図

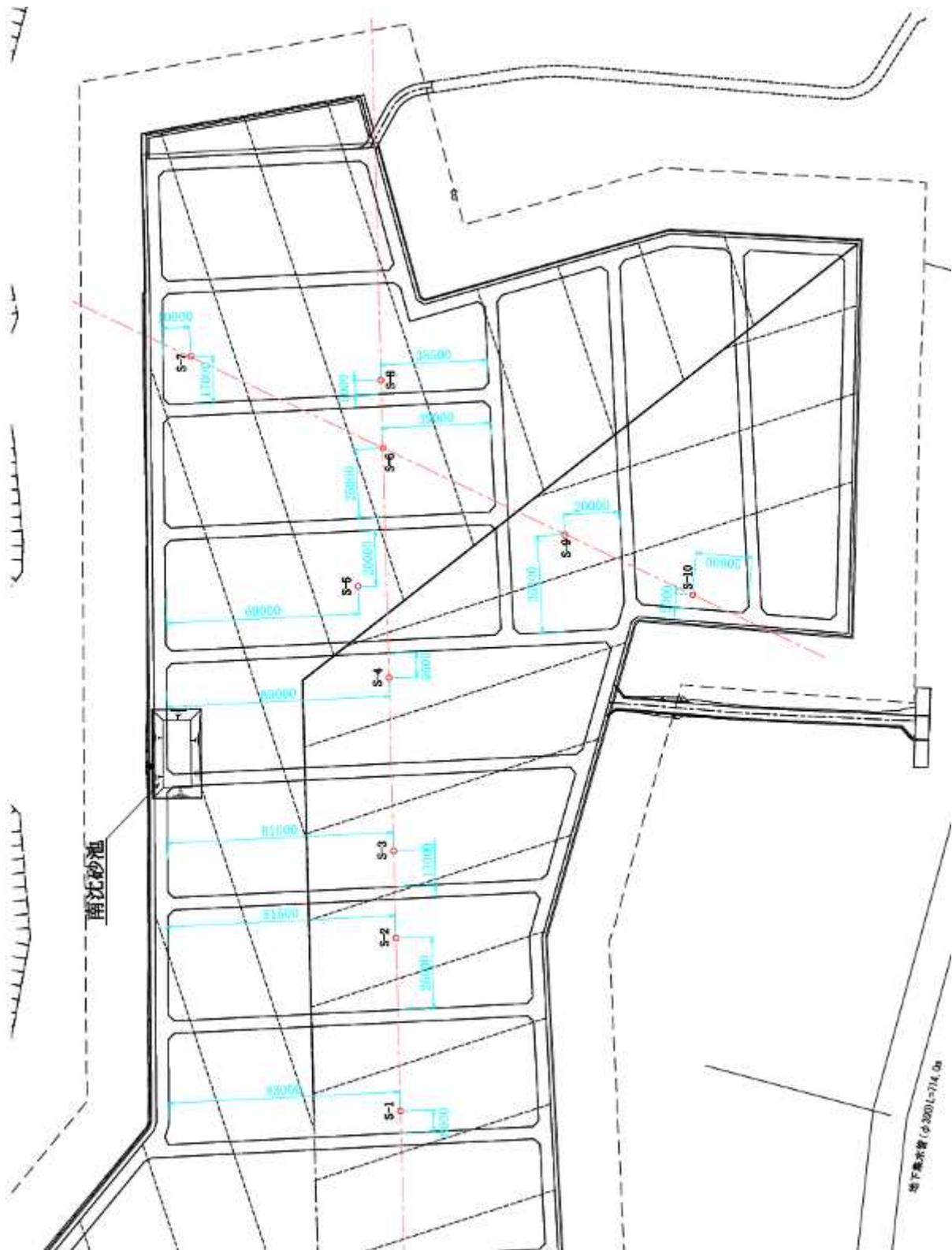


図2 スウェーデン式サウンディング試験実施地点位

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-1 (GH=34.39m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ						
荷重 W_{sw} kN	半回転数 N_s	貫入深さの m	貫入量 L cm	3m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_a q_u (kN/m ²) (kN/m ²)	深さ m	荷重 W_{sw} kN	貫入量 1m 当たりの半回転数 N_{sw}								
						0	0.25	0.5	0.75	0	20	100	200	300	400	500
1.00	47	0.25	25	188	砂質土 (盛土) 14.6 142.5	0.0										
1.00	31	0.47	22	141	"	0.4										
1.00	0	0.50	3	0	粘性土 3.0 30.0 45.0	0.5										
1.00	0	0.75	25	0	"	0.9										
1.00	0	0.91	16	0	"	1.2										
1.00	1	1.00	9	11	シルト質砂 3.1 30.5	1.2										
1.00	4	1.25	25	16	"	1.5										
1.00	4	1.50	25	16	"	1.8										
1.00	0	1.75	25	0	"	2.0										
0.75	0	1.84	9	0	"	2.2										
1.00	3	2.00	16	19	"	2.4										
1.00	6	2.25	25	24	"	2.6										
1.00	16	2.50	25	64	風化土 5.3 68.3	2.8										
1.00	50	2.61	11	455	風化岩 35.5 303.0	3.0										
1.00	50	2.70	9	556	"	3.2										
1.00	50	2.74	4	1250	"	3.4										
1.00	50	2.75	1	5000	空転 337.0 3030.0	3.6										

特記事項

一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [1kN ≈ 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-2 (GH=34.54m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ	
荷重 W_s , kN	半回転数 N_s	貫入深さ D , m	貫入量 L , cm	1m当たりの半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_u (kN/m ²) q_{us} (kN/m ²)	深さ z , m	荷重 W_s , kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}			
							0 0.25 0.5 0.75 0	30 100 200 300 400 600			
1.00	50	0.25	25	200	砂質土 (盛土) 15.4 150.0	0.0					
1.00	6	0.37	12	50	" 5.4 60.0	0.0					
1.00	1	0.50	13	8	粘性土 3.4 34.8 51.0	0.0					
1.00	0	0.75	25	0	" 3.0 30.0 45.0	0.0					
0.75	0	0.88	13	0	" 2.2 16.9 33.8	0.4					
1.00	1	1.00	12	8	シルト質砂 2.5 24.5	0.4					
1.00	3	1.25	25	12	" 2.8 27.2	0.4					
1.00	3	1.50	25	12	" 2.8 27.2	0.4					
1.00	3	1.75	25	12	" 2.8 27.2	0.8					
1.00	3	2.00	25	12	" 2.8 27.2	0.8					
1.00	50	2.25	25	200	風化土 15.4 150.0	1.2					
1.00	50	2.34	9	556	風化岩 32.3 263.6	1.2					
1.00	50	2.41	7	714	" 49.8 478.4	1.2					
1.00	50	2.46	5	1000	空転 69.0 630.0	1.2					
						1.6					
						2.0					
						2.4					
						2.8					
						3.2					
						3.6					
						4.0					

特記事項

一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [kN \approx 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017年 7月 12日

地点番号(地盤高) S-3 (GH=34.79m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による					天候						
荷重 M_w kN	半回転数 N_s	貫入深さの m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_u (kN/m ²) q_u (kgf/cm ²)	深さ m	0	0.25	0.5	0.75	0	30	100	300	300	400	600
1.00	50	0.25	25	200	砂質土(礫土) 15.4 350.0	0	●	●	●	●							
1.00	50	0.39	14	357	" 35.9 294.2	0.25	●	●	●	●							
1.00	10	0.50	11	91	" 9.1 84.5	0.50	●	●	●	●							
0.75	0	0.75	25	0	粘性土 2.3 16.9 33.8	0.75	●	●	●	●							
0.75	0	1.00	25	0	" 2.3 16.9 33.8	1.00	●	●	●	●							
0.75	0	1.17	17	0	" 2.3 16.9 33.8	1.17	●	●	●	●							
1.00	1	1.25	8	13	シルト質砂 2.8 37.2	1.25	●	●	●	●							
1.00	3	1.50	25	12	" 2.8 37.2	1.50	●	●	●	●							
1.00	3	1.75	25	12	" 2.8 37.2	1.75	●	●	●	●							
1.00	2	2.00	25	8	" 2.8 37.2	2.00	●	●	●	●							
1.00	3	2.25	25	12	" 2.8 37.2	2.25	●	●	●	●							
1.00	3	2.50	25	12	" 2.8 37.2	2.50	●	●	●	●							
1.00	50	2.68	18	278	礫化土 30.6 396.8	2.68	●	●	●	●							
1.00	50	2.75	7	714	礫化岩 49.8 568.8	2.75	●	●	●	●							
1.00	50	2.84	9	556	" 39.3 393.8	2.84	●	●	●	●							
1.00	50	2.86	2	2500	空盤 168.2 1680.0	2.86	●	●	●	●							

特記事項 一軸圧縮強さ $q_u = 45.0N_{sw} + 0.75N_w$ [1kN ≒ 102kgf]
 N_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30N_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0N_{sw} + 0.067N_w$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_w$ 粘土、粘性土 $N = 3.0N_{sw} + 0.050N_w$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-4 (GH=34.98m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ								
荷重 F_w , kN	半回転数 N_w	貫入深さ L , m	貫入量 L , cm	1m当たりの半回転数 N_{sw}	記事	深さ, m	荷重 F_w , kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}										
					N値 (kN/m ²) (kgf/cm ²)			0	25	50	75	0	50	100	200	300	400	600
1.00	50	0.25	25	200	砂質土(礫土) 15.4 180.0	0.00 - 0.25												
1.00	50	0.50	25	200	砂質土(礫土) 15.4 180.0	0.25 - 0.50												
1.00	2	0.65	15	13	粘性土 2.9 37.8	0.50 - 0.65												
1.00	0	0.75	10	0	粘性土 2.9 37.8	0.65 - 0.75												
0.75	0	1.00	25	0	粘性土 2.9 37.8	0.75 - 1.00												
0.75	0	1.25	25	0	粘性土 2.9 37.8	1.00 - 1.25												
1.00	1	1.50	25	4	シルト質砂 2.3 30.4	1.25 - 1.50												
1.00	2	1.75	25	8	シルト質砂 2.6 34.8	1.50 - 1.75												
1.00	3	2.00	25	12	シルト質砂 2.8 37.2	1.75 - 2.00												
1.00	3	2.25	25	12	シルト質砂 2.8 37.2	2.00 - 2.25												
1.00	2	2.50	25	8	シルト質砂 2.6 34.8	2.25 - 2.50												
1.00	21	2.75	25	84	礫化土 7.6 90.4	2.50 - 2.75												
1.00	44	3.00	25	176	礫化土 15.8 180.0	2.75 - 3.00												
1.00	50	3.06	6	833	礫化岩 57.8 599.9	3.00 - 3.06												
1.00	50	3.07	1	5000	空転 337.0 3380.0	3.06 - 3.07												

特記事項

一軸圧縮強さ $q_u = 45.0 F_{sw} + 0.75 N_{sw}$ [1kN \approx 102kgf]

F_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 F_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6 N_{sw}$

硬、砂、砂質土 $N = 2.0 F_{sw} + 0.067 N_{sw}$
 粘土、粘性土 $N = 3.0 F_{sw} + 0.050 N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-5 (GH=35.14m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による					天候						
荷重 W_s kN	半回転数 N_s	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 qa (30 m) qu (30 m)	深さ m	0	0.25	0.5	0.75	0	20	100	200	300	400	600
1.00	41	0.25	25	164	砂質土(盛土) 15.9 128.9	0.00											
1.00	6	0.38	13	46	粘土 2.1 37.6	0.38											
0.75	0	0.50	12	0	粘性土 2.0 30.0 45.0	0.50											
1.00	0	0.75	25	0	粘土 3.0 30.0 45.0	0.75											
1.00	0	1.00	25	0	粘土 3.0 30.0 45.0	1.00											
1.00	0	1.25	25	0	粘土 3.0 30.0 45.0	1.25											
1.00	3	1.50	25	12	シルト質砂 2.8 37.2	1.50											
1.00	2	1.75	25	8	粘土 2.5 34.8	1.75											
1.00	3	2.00	25	12	粘土 2.8 37.2	2.00											
1.00	3	2.25	25	12	粘土 2.8 37.2	2.25											
0.75	0	2.50	25	0	粘土 1.5 16.9	2.50											
1.00	0	2.75	25	0	粘土 2.0 30.9	2.75											
1.00	0	3.00	25	0	粘土 2.0 30.9	3.00											
1.00	2	3.25	25	8	粘土 2.5 34.8	3.25											
1.00	3	3.50	25	12	粘土 2.8 37.2	3.50											
1.00	5	3.75	25	20	粘土 3.3 42.0	3.75											
1.00	50	3.91	16	313	重粘土 25.0 217.8	3.91											
1.00	50	3.96	5	1000	風化岩 60.0 500.0	3.96											
1.00	50	4.00	4	1250	空転 35.8 290.0	4.00											

特記事項 一軸圧縮強さ $qu=45.0W_{sw}+0.75N_{sw}$ [1kN ≒ 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $qa=30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N=2.0W_{sw}+0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $qa=30+0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N=3.0W_{sw}+0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-6 (GH=35.52m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ	
荷重 W_s , kN	半回転数 N_s	貫入深さ l , m	貫入量 l , cm	1m当たりの半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_a (kN/m^2) q_u (kN/m^2)	深さ, m	荷重 W_s , kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}			
							0 0.25 0.5 0.75 0	30 100 200 300 400 600			
1.00	49	0.25	25	196	砂質土 (礫土) 15.1 130.9	0.00 - 0.25					
1.00	20	0.50	25	80	砂質土 7.4 78.9	0.25 - 0.50					
1.00	0	0.75	25	0	粘性土 5.0 30.9 45.9	0.50 - 0.75					
1.00	0	0.89	14	0	粘性土 5.0 30.9 45.9	0.75 - 0.89					
1.00	1	1.00	11	9	シルト質砂 2.6 26.9	0.89 - 1.00	0.4				
1.00	3	1.25	25	12	砂質土 2.8 27.9	1.00 - 1.25					
1.00	5	1.50	25	20	砂質土 3.3 32.9	1.25 - 1.50					
1.00	50	1.71	21	238	風化土 17.9 172.9	1.50 - 1.71					
1.00	11	1.75	4	275	砂質土 25.1 130.9	1.71 - 1.75	0.8				
1.00	45	2.00	25	180	砂質土 14.1 135.9	1.75 - 2.00					
1.00	25	2.25	25	100	砂質土 5.1 90.9	2.00 - 2.25					
1.00	50	2.46	21	238	風化土 17.9 172.9	2.25 - 2.46					
1.00	24	2.50	4	600	風化岩 42.2 390.9	2.46 - 2.50	1.2				
1.00	50	2.56	6	833	砂質土 27.9 269.9	2.50 - 2.56					
1.00	50	2.57	1	5000	空転 307.0 3000.9	2.56 - 2.57					
						2.8					
						3.2					
						3.6					
						4.0					

特記事項

一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [1kN \approx 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-7 (GH=35.06m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ	
荷重 W_{sw} kN	半回転数 N_s	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_u (kN/m ²) q_u (kgf/cm ²)	深さ m	荷重 W_{sw} kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}			
							0 0.25 0.5 0.75 0	20 300 200 300 400 600			
1.00	27	0.25	25	108	砂質土 (盛土) 9.2 94.9	0.00 - 0.25					
1.00	18	0.50	25	72	9.8 73.2	0.25 - 0.50					
1.00	3	0.62	12	25	シルト質砂 3.7 32.9	0.50 - 0.62					
1.00	1	0.75	13	8	2.5 24.5	0.62 - 0.75					
1.00	3	1.00	25	12	2.8 27.2	0.75 - 1.00					
1.00	4	1.25	25	16	3.1 28.6	1.00 - 1.25					
1.00	4	1.50	25	16	3.1 28.6	1.25 - 1.50					
1.00	3	1.75	25	12	2.8 27.2	1.50 - 1.75					
1.00	6	2.00	25	24	3.6 34.3	1.75 - 2.00					
1.00	50	2.09	9	556	風化岩 29.2 283.5	2.00 - 2.09					
1.00	50	2.16	7	714	49.9 484.4	2.09 - 2.16					
1.00	50	2.17	1	5000	空転 257.0 2530.0	2.16 - 2.17					
						2.17 - 2.40					
						2.40 - 2.80					
						2.80 - 3.20					
						3.20 - 3.60					
						3.60 - 4.00					

特記事項 一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [1kN ≒ 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-8 (GH=35.66m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ							
荷重 W_s kN	半回転数 N_s	貫入深さ l m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_s (kN/m ²) q_u (kN/m ²)	深さ m	荷重 W_{sw} kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}									
							0	0.25	0.5	0.75	0	20	30	40	50	60	
1.00	50	0.20	20	250	砂質土(盛土) 18.8 330.0	0.0											
1.00	25	0.25	5	500	" 35.5 330.0	0.0											
1.00	50	0.34	9	556	" 39.3 330.0	0.0											
1.00	14	0.50	16	88	" 7.0 32.0	0.0											
1.00	0	0.75	25	0	粘性土 3.0 30.0 45.0	0.4											
0.75	0	1.00	25	0	" 2.3 36.9 33.8												
1.00	3	1.25	25	12	" 3.6 37.2 34.0												
1.00	0	1.50	25	0	" 3.0 30.0 45.0												
1.00	3	1.75	25	12	シルト質砂 2.8 37.2	0.8											
1.00	0	2.00	25	0	" 2.0 36.9												
1.00	0	2.25	25	0	" 2.0 36.9												
1.00	0	2.33	8	0	" 2.0 36.9												
1.00	6	2.50	17	35	" 4.3 31.0	1.2											
1.00	31	2.75	25	124	風化土 10.3 394.5												
1.00	50	2.85	10	500	風化岩 35.5 330.0												
1.00	50	2.95	10	500	" 35.5 330.0												
1.00	50	3.00	5	1000	空転 50.0 630.0	1.6											
						2.0											
						2.4											
						2.8											
						3.2											
						3.6											
						4.0											

特記事項 一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [kN \approx 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-9 (GH=36.34m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ								
荷重 W_s kN	半回転数 N_s	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{1m}	記事 N値 qu (kN/m ²) qu (kgf/cm ²)	深さ m	荷重 W_s kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{1m}										
							0	0.25	0.5	0.75	0	50	100	200	300	400	500	
1.00	50	0.25	25	200	砂質土 (盛土) 15.4 160.0	0.00												
1.00	13	0.42	17	76	" 7.1 75.6	0.00												
1.00	0	0.50	8	0	粘性土 5.0 30.0 45.0	0.00												
1.00	0	0.75	25	0	" 3.0 30.0 45.0	0.00												
1.00	0	1.00	25	0	" 3.0 30.0 45.0	0.4												
1.00	1	1.25	25	4	シルト質砂 2.3 32.5	0.00												
1.00	3	1.50	25	12	" 2.8 37.2	0.00												
1.00	0	1.75	25	0	" 2.0 30.0	0.00												
0.75	0	2.00	25	0	" 1.5 16.9	0.8												
1.00	0	2.38	38	0	" 2.0 30.0	0.00												
1.00	1	2.50	12	8	" 2.5 34.5	0.00												
1.00	25	2.75	25	100	風化土 5.7 80.0	0.00												
1.00	50	2.89	14	357	" 25.9 244.2	1.2												
1.00	44	3.00	11	400	" 28.8 270.0	0.00												
1.00	50	3.09	9	556	風化岩 30.3 363.6	0.00												
1.00	50	3.13	4	1250	" 45.8 730.0	0.00												
1.00	50	3.15	2	2500	空転 150.5 1500.0	1.6												
						2.0												
						2.4												
						2.8												
						3.2												
						3.6												
						4.0												

特記事項

一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_s + 0.75N_{sw}$ [1kN ≒ 102kgf]
 W_s が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_s^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_s + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_s + 0.050N_{sw}$

調査件名

試験年月日 2017 年 7 月 12 日

地点番号(地盤高) S-10 (GH=36.53m)

試験者

載荷装置の種類		おもりによる載荷		回転装置の種類		自動による		天候		晴れ								
荷重 W_{sw} kN	半回転数 N_a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	1m当たりの 半回転数 N_{sw}	記事 N値 q_a (kN/m^2) q_u (kN/m^2)	深さ m	荷重 W_{sw} kN	貫入量 1 m 当たりの半回転数 N_{sw}										
							0	0.25	0.5	0.75	0	20	100	200	300	400	500	
1.00	50	0.25	25	200	砂質土(腐土) 15.4 150.9	0.0												
1.00	15	0.42	17	88	" 7.9 82.8	0.0												
1.00	0	0.50	8	0	粘性土 5.0 30.0 45.0	0.0												
1.00	0	0.75	25	0	" 5.0 30.0 45.0	0.0												
0.75	0	1.00	25	0	" 2.2 16.9 33.8	0.4												
1.00	4	1.25	25	16	シルト質砂 5.1 39.6	0.0												
1.00	3	1.50	25	12	" 2.8 37.2	0.0												
1.00	2	1.75	25	8	" 2.8 31.8	0.0												
1.00	0	2.00	25	0	" 2.0 30.0	0.8												
1.00	0	2.25	25	0	" 2.0 30.0	0.0												
1.00	0	2.50	25	0	" 2.0 30.0	0.0												
1.00	0	2.53	3	0	" 2.0 30.0	0.0												
1.00	18	2.75	22	82	風化土 7.0 79.2	1.2												
1.00	50	3.00	25	200	" 15.4 150.9	0.0												
1.00	50	3.04	4	1250	風化岩 35.8 390.0	0.0												
1.00	50	3.07	3	1667	空転 113.7 1090.2	0.0												

特記事項 一軸圧縮強さ $q_u = 45.0W_{sw} + 0.75N_{sw}$ [1kN \approx 102kgf]
 W_{sw} が1kN以下の荷重で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30W_{sw}^2$ 礫、砂、砂質土 $N = 2.0W_{sw} + 0.067N_{sw}$
 回転で貫入した場合の許容支持力 $q_a = 30 + 0.6N_{sw}$ 粘土、粘性土 $N = 3.0W_{sw} + 0.050N_{sw}$

別紙（１）－３ 仮置場の造成に関する仕様

１）地盤補強工

- ①使用する重機のトラフィカビリティの確保、現地盤と盛土材との混合防止、現地盤の局部沈下防止、地盤支持力の向上の目的で、地盤改良工を行う。
- ②工事施工範囲が借地であることを踏まえ、現況復旧可能な工法として、ジオテキスタイルシート敷設工を採用すること。①の目的を踏まえ、ジオテキスタイルシートは、透水性があり985 N/2.5cm以上のものを使用すること。
- ③シート敷設の前に、シートが破れないよう、地面を不陸整正し、特定廃棄物等のシートを損傷するおそれのあるものを取り除くこと。取り除いた特定廃棄物等は、監督職員の指示する場所に集積すること。
- ④以下の点に留意すること。
 - a. シートのジョイント部は、盛土によるめくれ、はがれ等が生じないようにオーバーラップ等を施すこと。
 - b. シート端部は、施設範囲より広く余裕を持たきさにすること。
 - c. シート上に直接重機が載るとシートが破損するため、30cm～50cm の覆土撒きだしを行い、局所的な載荷を避け、できるだけ一様に覆土を行うようにすること。

２）盛土工・暗渠工

- ①周辺より仮置場の標高を高くするため、盛土を行う。適切な排水勾配を確保し、6）で設ける側溝に雨水が排水されるようにすること。
- ②盛土材は、「福島県における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的考え方」（平成25年10月25日 内閣府原子力災害対策本部他）に適合し、かつ、汚染されていないこと（「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成10年4月24日 環境庁告示21号）及び土壌汚染対策法施行規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に適合することをいう。）が確認されたものを用いること。受注者は、工事着手前に、当該盛土材について、性状分析結果（計量証明書等）を提出し、監督職員の承諾を受けること。
- ③別途工事で発生した盛土材は、支給材として盛土施工すること。受入れ時期や方法等については、監督職員及び搬入業者と調整すること。なお、支給材の搬入時期等により、本工事の進捗に悪影響が出る可能性がある場合は、購入材等に切り替える等の措置について、監督職員と協議を行うこと。
- ④盛土施工中は、層厚を適切に管理すること。
- ⑤3）で敷設する遮水シートの上面の水を速やかに排水するため、盛土内部に暗渠管（地下集水管：波状管φ100）を敷設すること。
- ⑥碎石によるフィルター層を設置するとともに、それらの外周に吸出し防止材（透水シート）を敷設することにより、暗渠管の目詰まりを防止すること。
- ⑦暗渠管の流末には、採水用溜桝（450 mm×450 mm×900 mm）を設置して、暗渠管からの排水を溜桝で受け、隣接する集水桝に流すようにすること。
- ⑧採水用溜桝には、逆止弁（ウィーブホールφ100 L=150）を設置すること。

3) 遮水シート工

- ①仮置場周辺の公共の水域や、地下水の汚染を防止するため、遮水シートを敷設すること。
- ②遮水シートの構造・材質は、最終処分場における遮水工用のシートとして求められる基準を満たすシート（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日 環水企第301号・衛環第63号）を参照）を参考に、本工事に適したものを選択すること。
- ③遮水シートの保護を目的として、遮水シート上下に「保護マット（不織布その他）」を敷設すること。遮水シート及び保護マットの溶着については、火気を使用しない工法とすること。
- ④遮水シート等の端部は、耐候性土のう等により押さえ処理すること。
- ⑤遮水シートの保護のため、シート上面に30cm以上の保護盛土を施し、舗装を含めて50cm以上の層厚を確保できるようにすること。

4) 法面工

- ①施工部周囲に、法面整形工を施すこと。
- ②法面を保護するため、わら芝での被覆を行うこと。出入り口の車路路肩部、各ブロックを結ぶ車路の路肩部についても、同様にわら芝での被覆を行うこと。
- ③わら芝は、ピン等で固定し飛散しないようにすること。

5-1) アスファルト舗装工・路盤工

- ①特定廃棄物等の収集、運搬、選別等に係る作業性の確保のため、アスファルト舗装を施すこと。
- ②舗装構成は、以下の通りとする。
表層：密粒度アスファルト・コンクリート（厚さ=50mm）
路盤材：クラッシャーラン C-40（厚さ=150mm）
- ③使用する砕石については、協議の上決定する。
- ④使用するアスファルト骨材の最大粒径は、13mmとすること。

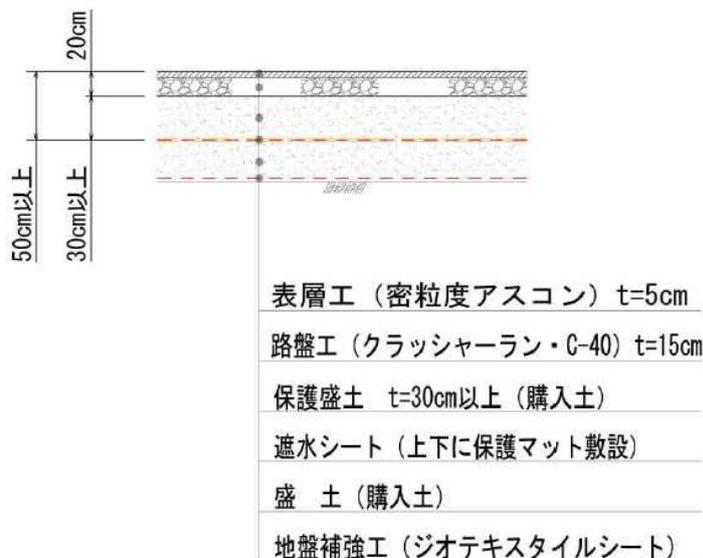


図1 表層工・路盤工構成図

5-2) 舗装工

- ①特定廃棄物等収集・運搬に伴う場内移動及び分別等作業の移動性・作業性を確保するために、砕石舗装を行う。舗装構成は図2参照。
- ②使用する砕石については、「福島県内における公共工事における建設副産物の再利用等に関する当面の取扱いに関する基本的な考え方」に適合するものとし、使用前に環境省担当官の承諾を得ること。

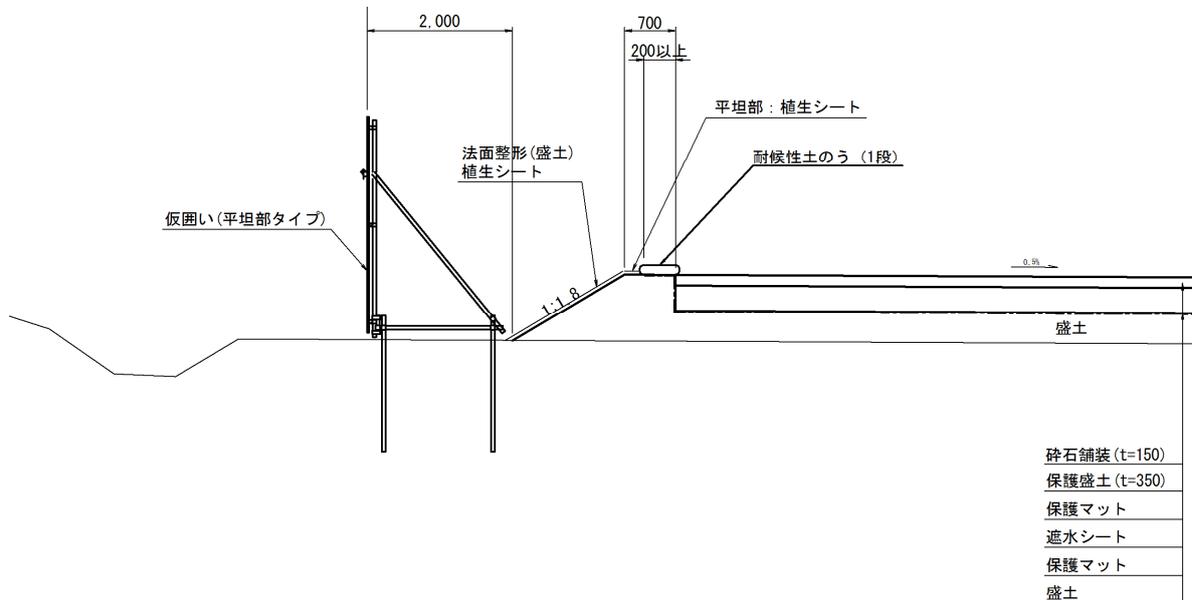


図2 仮置場標準断面構成

6) 雨水排水工

- ①敷地外周部には素掘側溝及び落蓋式U型側溝を設置し、敷地内の雨水が外部に直接流出することを防止すること。排水断面については、排水計算により決定すること。
- ②素掘側溝の流末部に板柵柵を設置すること。
- ③落蓋U型側溝の流末部に集水柵 (700mm×700mm×1,100mm) を設置し、排水管 (波状管) により雨水を近傍水路へ放流させること。
- ④集水柵に集まった汚濁水が直接流出しないように、集水柵に泥溜 (深さ=300mm) を設け、集水柵Bについては塩化ビニル90° 曲管 (φ200) を取付けること。
- ⑤地上部配管は、必要に応じ、木杭等により固定すること。
- ⑥車両横断部については、グレーチング蓋 (嵩上げ式 T-25) を施すこと。

7) 暗渠工

- ①敷設する遮水シート上面の盛土内の水を速やかに排水するために、盛土内部に暗渠管 (地下集水管: 波状管 φ100) を敷設すること。
- ②砕石によるフィルター層を設置するとともに、それらの外周に吸出し防止材 (透水シート) を敷設し、暗渠管 (地下集水管) の目詰まりを防止する。
- ③暗渠管の流末には、採水用溜柵 (450 mm×450 mm×850 mm) を設置して、暗渠管からの排水を溜柵で受けて、隣接する集水柵に流すこと。
- ④集水柵には、逆止弁 (ウィープホール φ100) を設置すること。

8) 付帯施設工

- ①仮置場周囲に、仮囲い (H=3.0m) 及びパネルゲート (振れ止め付 W=10.0m H=4.5m、2箇所) を設置すること。
- ②仮囲いは、購入材としているが、他工事からの支給材 (再利用材: パネル、クランプ、単管パイプ等) も見込むものとする。支給材の支給時期及び数量については、監督職員に確認をすること。また、支給材で再利用できないもの、余った材料の取扱いについては監督職員に確認をすること。
- ③仮囲い設置時期と、支給材の支給時期が合わない場合は、材料の購入等について監督職員と協議をすること。

9) 仮設工

施工箇所へ進入するための道路には、必要に応じて敷鉄板 (1,524mm×6,069mm×t22mm) を設置すること。敷鉄板は工事工程により適宜敷設範囲を変更するものとする。具体的な敷鉄板の配置計画については、施工計画書に記載し、監督職員と協議の上決定すること。なお、敷設に要する費用及び材料費については設計変更の対象とする。

別紙（４）－１ 地盤改良用収納容器について

1. 地盤改良用収納容器の仕様

特定廃棄物埋立処分施設へ搬入するセメント固型化しない廃棄物は、表 1－1 に示す地盤改良用収納容器に封入する。地盤改良用収納容器は、封入する廃棄物の種類等に応じて標準型及び防水型のいずれかで、本仕様に適合した容器を使用すること。

地盤改良用収納容器本体部の仕様を表 1－2 及び表 1－3 に、防水型に使用する防水補強部材の仕様を表 1－4 に示す。

2. 地盤改良用収納容器の調達について

本業務において使用する地盤改良用収納容器については、環境省が別途発注する運搬業務受注者から支給する。円滑に地盤改良用収納容器が調達できるよう、以下のとおり対応すること。

- ・地盤改良用収納容器への封入を開始する前に、必要となる地盤改良用収納容器の種別、数量及び時期が明示された調達計画を作成し、環境省担当官に提出すること。また、計画に変更が生じた場合には、速やかに計画を修正し環境省担当官に提出し承諾を得ること。
- ・支給に当たっては、毎年度、運搬業務受注者が聞き取り調査を行った上で、地盤改良用収納容器を本業務の業務用地に運搬することを予定している。聞き取り調査の際には、作成した調達計画を提出するとともに、日時、頻度及び荷下ろし場所等について協議し、円滑な支給の実施に向けて協力すること。
- ・また、地盤改良用収納容器の受け取りに際しては、本業務の受注者において、荷下ろし作業を行い、受け取り後に地盤改良用収納容器が使用されるまでの間、適切に保管すること。
- ・もし、支給された地盤改良用収納容器を使用している中で、実際の封入に支障が生じるものが発見された場合には、速やかに環境省担当官へ報告すること。

表 1-1 廃棄物の種類と使用する地盤改良用収納容器

封入する廃棄物*の種類		使用する収納容器
分別土		標準型
不燃物**	不燃物（50mm 以下） （瓦、煉瓦、陶磁器、ガラス等）	標準型***
	土砂類	標準型
	その他不燃物	標準型
	廃石綿・石綿含有廃棄物	防水型
	石膏	標準型
	断熱材	防水型

*溶出試験によるセシウム 137 の溶出量が 150Bq/L を超えるものは、当該収納容器には封入せず、別途セメント固型化等の措置が必要となる。

**不燃物のうち上表以外の廃棄物については環境省担当官と協議し、その指示に従うこと。

***不燃物のうち、ガラスくずや外壁材処理物等、鋭利な片により破袋のおそれのあるものが含まれる場合には、環境省担当官と協議し、不織布により内面（全 6 面）を保護した収納容器を用いること。

表 1-2 セメント固型化しない廃棄物を収納する地盤改良用収納容器の基本仕様

項目	内容	
収納容器の 基本仕様	種類	地盤改良用収納容器
	寸法	縦 1500mm×横 1500mm×高さ 500mm（寸法精度は±1%以内）
	外観	封入後の外表面（全 6 面）に結び目等の突起がないこと
	投入時の開口寸法	縦 1350mm×横 1350mm 以上（投入容量：1m ³ 以上）
	本体の色	黒色
	本体素材	ポリプロピレン(PP)
	吊上重量	2,000kg/袋以上
	仕様等	1) 吊り上げ用バンドは、作業の効率化を図れるよう、上面部中心に 1 カ所とすること 2) 上部開口部は、簡易に脱着可能で閉口時に十分な強度が確保されていること 3) 廃棄物を封入後の形状は、高さとの比が 1：3 程度の形状を有し、吊り上げ及び移動設置の際もこの基本形状が保持され、容易に再設置できること 4) 封入後に重機等により転圧・締固めが可能であること 5) 封入した容器から廃棄物がこぼれ出ない措置を講じること 6) 防水型の収納容器については、収納容器底部に不織布、底部及び側面に止水シート及び保護用外袋、上部に止水用シートを有すること
収納容器に封入した状態の形状	縦 1500mm×横 1500mm×高さ 500mm の形状	

表 1-3 地盤改良用収納容器 本体部の性能仕様

項目	地盤改良用収納容器の性能	試験方法	
生地に要求される性能	引張試験	伸び率 縦 35%未満、横 30%未満	JIS L 1096 準用
	耐候性試験	残存引張強度 80%以上 240N/cm 以上	JIS Z 1651 準用 (ただし照射時間を 900 時間に変更) JIS L 1096 準用
	耐薬品性試験	引張強度 240N/cm 以上	JIS K 7114 準用 (試験液、試験時間は、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルによる) JIS L 1096 準用
	耐熱性試験	恒温槽 2 時間後折曲 引張強度 240N/cm 以上	JIS Z 1651 準用 JIS L 1096 準用
	耐寒性試験	恒温槽 2 時間後折曲 引張強度 240N/cm 以上	JIS Z 1651 準用 JIS L 1096 準用
	耐環境性試験	有害物質を溶出しないこと	昭和 34 年厚生省告示 第 370 号準用
帯に要求される性能	耐候性試験	残存引張強度 80%以上 30kN/本以上	JIS Z 1651 準用 (ただし照射時間を 900 時間に変更) JIS L 1096 準用
	耐薬品性試験	引張強度 30kN/本以上	JIS K 7114 準用 (試験液、試験時間は、「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアルによる) JIS L 1096 準用
	耐熱性試験	恒温槽 2 時間後折曲 引張強度 30kN/本以上	JIS Z 1651 準用 JIS L 1096 準用
	耐寒性試験	恒温槽 2 時間後折曲 引張強度 30kN/本以上	JIS Z 1651 準用 JIS L 1096 準用
	耐環境性試験	有害物質を溶出しないこと	昭和 34 年厚生省告示 第 370 号準用
容器に要求される性能	吊り上げ・下ろし試験	中詰め材のこぼれ出しの有無、生地等の引裂き、目開き等の異常が目視により確認されないこと。	「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル準用
	圧縮強度試験	圧縮強度 1,000 k N/m ² 以上	「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル準用
	落下衝撃試験	中詰め材のこぼれ出しの有無、生地等の引裂き、目開き等の異常が目視により確認されないこと。	「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル準用 (中詰め材砕石 1m ³ 充填、高さ 0.8 m 1 回落下)
	摩擦特性試験	摩擦係数 袋体と袋体 0.5 以上 土と袋体 0.6 以上 (礫質土) 0.5 以上 (砂質土) 0.4 以上 (粘性土)	「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル準用

ガラスくずや外壁材処理物等、鋭利な片により破袋のおそれのあるものが含まれる場合には、不織布により内面 (全 6 面) を保護すること。

不織布は下表と同等以上の性能 (品質) を有するものを使用すること。

項目	性能	試験方法
素材/色	再生ポリエステル/黒	目視 (色)
単位重量	500g/m ² 以上	JIS L 1913 準用
貫入抵抗	500N 以上	ASTM D 4833 準用

表 1-4 地盤改良用収納容器（防水型）防水補強部材の仕様

		防水補強部材の性能	試験方法
止水シート に要求される性能	素材/色	低密度ポリエチレン/乳白色半透明	目視（色）
	シート厚み	0.15mm±0.01mm	JIS K 7130 準用
	引張試験	*	JIS K 7127 準用
	耐候性	残存引張強度 80%以上 14.4Mpa 以上	JIS Z 1651 準用（ただし照射時間を 300 時間に変更） JIS K 7127 準用
	防水性能	漏水なきこと	JIS K 6404 準用
	耐環境性	有害物質を溶出しないこと	昭和 34 年厚生省告示 第 370 号準用
保護用外袋 及び止水ト ップシート に要求される性能	素材/色	ポリプロピレン（ポリエチレンライニング）/黒	目視（色）
	引張試験	伸び率 縦 35%未満、横 30%未満	JIS L 1096 準用
	耐候性	残存引張強度 80%以上 240N/cm 以上	JIS Z 1651 準用（ただし照射時間を 900 時間に変更） JIS L 1096 準用
	耐環境性	有害物質を溶出しないこと	昭和 34 年厚生省告示 第 370 号準用
底部保護用 不織布に要 求される性能	素材/色	再生ポリエステル/黒	目視（色）
	単位重量	500g/m ² 以上	JIS L 1913 準用
	貫入抵抗	500N 以上	ASTM D 4833 準用

* 止水シートの製造時の品質管理強度で、製品ごとに個別に定められた基準値

別紙（４）－２ 不燃物等の地盤改良用収納容器への封入方法

不燃物等の封入作業時の具体的実施内容は以下のとおりとする。具体的実施内容に記載のない事項は、環境省担当官と別途協議し、その指示に従うこと。

1. 地盤改良用収納容器への封入前の作業

(1) 調査・測定

以下の項目について測定を行い、各々の条件を満足している事を確認すること。なお、既に測定している場合や分析に適さない場合はこの限りではない。

- ・放射性セシウム濃度を測定し、10万 Bq/kg 以下であること。
- ・放射性セシウムの溶出量を測定し、セシウム 137 の溶出量が 150Bq/L 以下であること（廃石綿、石綿含有廃棄物及び断熱材等を除く）。
- ・有機物の混入のおそれのある不燃物について、熱しゃく減量を測定し、目安として地盤改良用収納容器あたりの熱しゃく減量 10%以下となるよう有機物を取り除くこと。
- ・これらの調査については、廃棄物の種類ごとに、放射性セシウムについてはその汚染状態、熱しゃく減量についてはその廃棄物の性状がおおむね同一と推定される単位を 1 調査単位（1 ロット）として測定を実施すること。

(2) 封入前の処理

- ・粒径 50mm 以下に破砕すること（廃石綿、石綿含有廃棄物及び断熱材等を除く）。
- ・破砕処理によっても 50mm 以下とならない不燃物等や異物が発生した場合は、その取扱いについて環境省担当官の指示に従うこと。

2. 地盤改良用収納容器への封入

(1) 共通事項

- ・別紙（４）－３に定める廃棄物の種類ごとに分別した上で封入すること。封入する廃棄物がどの種類に該当するかについては、あらかじめ環境省担当官とよく協議した上で決定すること。
- ・必要封入重量が定められている不燃物等については、その重量以上となるよう封入すること。ただし、必要封入重量は、地盤改良用収納容器の形状を保持するために最低限必要な重量として、過去の封入結果等を踏まえて設定したものである。したがって、封入後の容器の形状が崩れないことを前提としながら、作業効率を大幅に損なわない範囲で、より多くの不燃物等を封入し可能な限り容器内の空隙を埋めるよう封入すること。

(必要封入重量)

廃棄物の種類	表記記号 (コード)	必要封入重量 (kg) *
分別土	D	別途指示する
土砂類	F-1	別途指示する
破碎不燃物	F-2	—
ガラスくず	F-3	1,300
廃石綿	F-4	—
石綿含有廃棄物	F-5	—
石膏	F-6	別途指示する
断熱材	F-7	—
外壁材処理物	F-8	—
その他不燃物	F-9	—

* 地盤改良用収納容器の重量を含めた重量とする。

- 封入に当たっては、地盤改良用収納容器の高さの約半分まで封入した時点で1回、最上部まで封入した時点で1回の計2回で均等に転圧を実施することとし、極力空隙が少なくなるように封入すること。なお、転圧は容器内の不燃物等が均等に充填されるように行うこと。(廃石綿、石綿含有廃棄物及び断熱材を除く。)
- 地盤改良用収納容器に不燃物等を封入した後、いったん吊り上げてから下ろして成形した状態における高さが $50 \pm 2\text{cm}$ となるよう封入すること。

(高さの測定方法)

- 高さの測定点数は地盤改良用収納容器1袋あたり9点とする。各辺の両端、中央及び収納容器中央の合計9点を計測し、平均値をその容器の高さとして用いること。

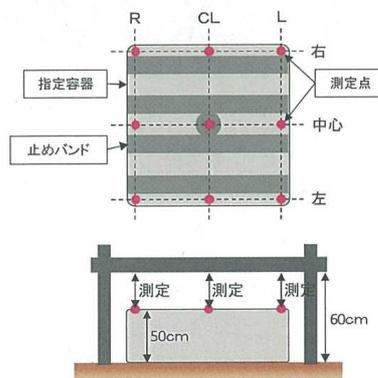


図2 収納容器の高さ測定位置と測定方法

- 封入重量や封入後の容器の寸法等を随時確認し、封入方法の改善に努めること。
- 作業員及び周辺環境に影響がないよう各種法令（電離則等含む。）を遵守すること。

(2) 個別の封入方法

i 廃石綿・石綿含有廃棄物

- 封入作業を行うに当たっては、作業員の安全及び周辺環境への影響に十分に留意して実施すること。大気汚染防止法（昭和43年法律第96号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）等の関係法令を遵守し、廃棄物処理法

に準じた取り扱いを行うこと。

- ・ 廃石綿は、あらかじめ固型化又は薬剤による安定化等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包した上で封入すること。
- ・ 石綿含有廃棄物は、テント内等で極力破碎せず間詰めを行って空隙を埋めながら地盤改良用収納容器に封入すること。封入に当たりやむを得ず破碎が必要な場合は、飛散防止のため、湿潤化等の法令上・作業安全上必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ環境省担当官と協議の上実施すること。
- ・ 作業場所のテント内は、負圧状態の隔離した状態とし、排気には集塵機を設けること。また、作業員出入口は、更衣室と洗身室を備えた前室を設けること。

ii 石膏ボード

- ・ テント内等で破碎及び封入を行い、周辺環境へ粉じん等が飛散することのないようにすること。
- ・ 埋立後の硫化水素の発生を抑制するため、必要以上に湿潤化することは避けること。また、石膏を封入後、地盤改良用収納容器を密閉する前に、6 kg 以上の粉末状のセメントを最上面に添加すること。その際には、石膏が見えなくなるよう、満遍なく添加すること。

iii 外壁材処理物

- ・ テント内等で破碎及び封入を行い、周辺環境へ粉じん等が飛散することのないようにすること。
- ・ 容器が破損するおそれがあるため、不織布付きの標準型地盤改良用収納容器へ封入すること。

iv 断熱材

- ・ あらかじめ小分けして圧縮してから封入すること。
- ・ 封入対象となる断熱材の数量が少ない場合には、石綿含有廃棄物やその他不燃物の間詰め材として利用することも可能とする。

V その他不燃物

- ・ 不燃物については、封入前の分類を徹底することにより、混合物等が生じないようにすることを基本とするが、F-1～F-8 のいずれにも該当しないと料されるものについては、環境省担当官とあらかじめ協議した上で、その他不燃物として取り扱い、個別に適切な封入方法を決定し封入すること。

3. 封入後の作業

(測定等)

- ・ 地盤改良用収納容器の重量を測定し、測定した重量と共に容器の管理番号、表面線量率及び不燃物等の種類を示す記号（別紙（4）－3「地盤改良用収納容器表面への廃棄物種類の表記について」参照）を記載すること。この記載は、特定廃棄物埋立処分施設において、埋立作業時にクレーン運転手等が廃棄物の種類等を認識できることを目的としているため、地盤改良用収納容器の上面及び側面にはっきりと油性フェルトペン等で記載すること。
- ・ 地盤改良用収納容器の表面に内容物等による汚れが無いことを目視で確認し、汚れがある場合は、汚れを拭き取り除去すること。
- ・ 「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン 第2版」に準じ、以下に示す方法で地盤改良用収納容器の表面汚染密度及び表面線量率を

測定すること。表面汚染密度が 40Bq/cm²を超えた場合、再度清掃等を行い、当該値を下回ることを確認すること。

測定項目	表面汚染密度	表面線量率
測定法	JISZ4504「放射性表面汚染の測定方法」が定める間接測定法	「除染関係ガイドライン(第2版)」(平成25年5月 環境省)の第1編で定める測定方法
測定機器	表面汚染測定用サーベイメータ	NaI シンチレーションサーベイメータ
測定場所	地盤改良用収納容器開口部付近	地盤改良用収納容器側面中央部

(保管等)

- ・ 地盤改良用収納容器を搬出まで保管する場合は、「特定廃棄物関係ガイドライン 第2版 第2章 特定廃棄物の保管基準」に基づく仮置き保管を行うこと。
- ・ 長期の保管により地盤改良用収納容器が劣化することがないように、水との接触を避けるとともに、防水シートを設置する等の措置を講じること。また、破損等が生じた場合には、環境省担当官に報告するとともに、補修等の必要な措置をとること。
- ・ 不燃物等を封入していたフレキシブルコンテナ及び取り除いた有機物等は、飛散・流出することがないように保管した上で、(焼却施設が運転中の場合) ①仮設焼却施設で焼却処理すること。(焼却施設運転が終了している場合) ②処理方法について環境省担当官と協議し処理すること。

4. 封入後の地盤改良用収納容器の記録

封入後の地盤改良用収納容器を保管する際、下記項目について、それぞれ示した時点で測定した上で、地盤改良用収納容器ごとに記録・管理し、電子データとして運搬業務受注者に引き渡すこと。

このうち、放射性セシウム濃度、セシウム 137 溶出量及び熱しゃく減量については、封入前に調査単位ごとに測定した値を記録し、重量、表面汚染密度、表面線量率及びその他の項目については、封入後に測定等を実施した結果を、地盤改良用収納容器1袋ごとに記録すること。

記録項目	測定・記録時点
放射性セシウム濃度[Bq/kg]	封入前
セシウム 137 溶出量[Bq-Cs137/L]	
熱しゃく減量[%] (有機物の混入の恐れのある不燃物)	
収納容器の管理番号	封入後
収納容器の製造年月日 (又は製造番号)	
収納容器への封入の年月日	
廃棄物の種類	
保管場所等	
重量[kg]	
収納容器の表面汚染密度[Bq/cm ²]	
収納容器の表面線量率[μSV/h]	

別紙（４）－３ 地盤改良用収納容器表面への廃棄物種類の表記

特定廃棄物埋立処分施設における埋立時に、クレーン運転者等の作業員及び平板載荷試験等の実施者が、廃棄物の種類を把握できる必要があるため、以下のとおり対応すること。

（表記する記号）

廃棄物の種類ごとに以下の記号を表記する。

廃棄物の種類		表記記号（コード）	備考
焼却主灰		A	
下水汚泥	焼却灰	B-1	
	スラグ	B-2	
浄水発生土	脱水汚泥	C-1	
	乾燥汚泥	C-2	
分別土		D	ふるい下残渣
一般廃棄物不燃物		E	双葉 8 町村不燃物
不燃物	土砂類	F-1	
	破碎不燃物	F-2	瓦、陶磁器くず、煉瓦
	ガラスくず	F-3	
	廃石綿	F-4	
	石綿含有廃棄物	F-5	
	石膏	F-6	石膏ボード
	断熱材	F-7	
	外壁材処理物	F-8	
	その他不燃物	F-9	
指定廃棄物の その他	ボイラ灰、側溝汚泥等	G	

* 地盤改良用収納容器に封入することが適当でない廃棄物については、環境省担当官と協議する。

（表記位置）

地盤改良用収納容器の上面：1 か所

地盤改良用収納容器の側面：1 か所

（表記の方法）

- ・ 記載寸法：縦 15 c m程度の大きさとする
- ・ 油性フェルトペン等を使用し、判別できるように明瞭に表記すること

数量総括表

業務名:平成29年度から平成32年度までの富岡町特定廃棄物等破碎選別及び封入等業務

工事区分・工種・種別・細別	規格	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)合計	単位
1. 施設整備等							
1-1. 施設整備等			1	1	1	1	式
1-1-1. 封入等施設設置	施設関係設備含む		1	1	1	1	式
1-1-2. 封入等施設維持管理費	集塵機、破碎機、トロンメル等		1			1	式
1-1-3. 封入等施設撤去費			3	12	8	23	月
1-2. 仮置場造成等					1	1	式
1-2-1. 仮置場造成	別紙「仮置場造成数量総括表」参照 特殊勤務手当含む		1		1	1	式
1-2-2. シート除去工							
			20,000		20,000	40,000	m ²
2. 特定廃棄物等の運搬							
2-1. 廃棄物運搬工			1			1	式
2-1-1. 廃棄物運搬工（フレコン）	毛萱・仏浜仮置場～深谷仮置場 D=2km 積み下ろし含む 特殊勤務手当含む		1			1	式
2-1-2. 廃棄物運搬工（バラ積み）	毛萱・仏浜仮置場～深谷仮置場 D=2km 積み下ろし含む 運搬は特殊勤務手当含む		20,000			20,000	袋
			2,400			2,400	t
3. 破碎・選別等							
3-1. 破碎・選別			1	1	1	1	式
3-1-1. コンガラ等破碎選別	アスガラ、瓦・レンガ等を含む RC40相当 特殊勤務手当含む		1	1	1	1	式
3-1-2. 木くず等破碎選別	異物除去、裁断・圧縮、フレコン詰め		500	1,000	500	2,000	t
3-1-3. 石膏ボード破碎選別	可燃物分離・破碎(50mm)		700	1,500	800	3,000	t
3-1-4. 金属くず選別	線量分別 特殊勤務手当含む		2,300	5,500	3,200	11,000	t
3-1-5. 可燃混合物選別	異物除去、選別		700	1,500	800	3,000	t
3-1-6. 不燃混合物選別	異物除去、選別		700	1,500	800	3,000	t
3-1-7. 冷蔵庫	破碎・選別		3,800	9,000	5,200	18,000	t
3-1-8. フレコン詰め工			20	40	20	80	t
3-2. 廃棄物調査・品質管理			400	300	300	1,000	袋
3-2-1. 放射能濃度調査	試料採取・調整含む 特殊勤務手当含む		1	1	1	1	式
3-2-2. 石綿含有調査	試料採取・調整含む 特殊勤務手当含む		50	120	70	240	回
3-2-3. 熱しゃく減量試験	試料採取・調整含む 特殊勤務手当含む		3	12	8	23	回
3-2-4. 重金属等溶出試験	処分場受入基準管理 試料採取・調整含む 特殊勤務手当含む		3	12	8	23	回
3-2-5. 再生資材等品質試験	粒度分布等 試料採取・調整含む 特殊勤務手当含む		6	20	10	36	回
3-3. 対面式放射線検出器設置・管理			1	1	1	1	式
3-3-1. 対面式放射線検出器設置	破碎選別×2(入口+出口)深谷第4×2(入口+出口)特殊勤務手当含む		4			4	基
3-3-2. 対面式放射線検出器・点検校正	1基につき年1回			4	4	8	回
4. 地盤改良用収納容器への封入							
4-1-1. 分別土封入	封入後保管含む		1	1	1	1	式
4-1-2. 土砂類封入	封入後保管含む		2,500	6,000	2,350	10,850	袋
4-1-3. 破碎不燃物封入	封入後保管含む		1,000	2,400	1,550	4,950	袋
			1,000	2,400	200	3,600	袋

数量総括表

業務名：平成29年度から平成32年度までの富岡町特定廃棄物等破砕選別及び封入等業務

工事区分・工種・種別・細別	規格	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	(参考)合計	単位
4-1-4. 石綿含有廃棄物封入	封入後保管含む		500	1,140		1,640	袋
4-1-5. 石膏ボード封入	封入後保管含む		200	520	280	1,000	袋
4-1-6. 断熱材封入	封入後保管含む		50	100	50	200	袋
4-1-7. その他不燃物封入	封入後保管含む		50	100	50	200	袋
5. 仮置場運営業務			1	1	1	1	式
5-1. 廃棄物受入保管等			1	1	1	1	式
5-1-1. 廃棄物受入保管	種別・数量・線量管理 特殊勤務手当含む		70,900	47,300	7,800	126,000	t
5-1-2. 敷鉄板設置	特殊勤務手当含む			600		600	枚
5-1-3. 敷鉄板賃料	延べ枚数			6,000		6,000	枚/月
5-1-4. 敷鉄板撤去	特殊勤務手当含む			600		600	枚
5-1-5. 敷鉄板運搬（片道）				1,200		1,200	枚
5-1-6. 再生資材等積込・運搬	重機費用含む 特殊勤務手当含む		400	400	200	1,000	t
5-2. 仮置場管理等			1	1	1	1	式
5-2-1. 仮置場内清掃等	清掃車 特殊勤務手当含む		12	12	12	36	回
5-2-2. 周辺環境モニタリング	排水、地下水（1回/月） 空間線量（1回/週） 特殊勤務手当含む		24	24	24	72	回
5-2-3. 施設環境モニタリング（1）	騒音、振動、臭気（1回/年）		1	1	1	3	回
5-2-4. 施設環境モニタリング（2）	粉塵、石綿、空气中放射能濃度 （1回/月）		3	12	8	23	回
5-2-5. 舗装修理（アスファルト）	特殊勤務手当含む		100	300	100	500	m ²
5-2-6. 舗装修理（砕石）	特殊勤務手当含む		100	300	100	500	m ²
6. 安全費			1	1	1	1	式
6-1-1. 防塵マスク	100人×25日×12月×3年		30,000	30,000	30,000	90,000	個
6-1-2. 個人線量計	100人×25日×12月×3年		30,000	30,000	30,000	90,000	台/日
6-1-3. 安全講習費			100			100	人
6-1-4. 電離放射線健康診断	半年に1回、3年で6回		200	200	200	600	人
6-1-5. 除染登録管理制度			100	100	100	300	人
6-2-1. 交通誘導員			100	100	50	250	人
6-2-2. 交通誘導員（特殊勤務手当有り）			100	100	50	250	人
7. 仮設機材			1	1	1	1	式
7-1-1. 仮設機材	仮設事務所 A=1,000m ² 什器、トイレを含む		12	12	12	36	月
8. 事務経費		1	1	1	1	1	式
8-1-1. 作業計画作成		1				1	式
8-2-1. 打合せ		1	3	3	3	10	回
8-3-1. 成果品作成					1	1	式